平成２２年（フ）第８８０９号
大阪府寝屋川市太間町12番19号
債務者　岡野　忠士
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８６２号
大阪府池田市鉢塚３丁目２番21号103号
債務者　鳥井　志保
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８９２号
大阪府枚方市交北３丁目１番５―402号
債務者　仲井　利久
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８９５号
大阪府寝屋川市成田西町24番22号
債務者　松村　啓次
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２５号
大阪市東成区深江北２丁目15番４号　モンテローラ安原302号
債務者　濱田　俊明
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９７５号
大阪市西区九条３丁目12番12号
債務者　東出富美子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８７号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目22番６号
債務者　寺坂　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０１３号
大阪府豊中市島江町１丁目１番29号
債務者　小川　栄次
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３１号
大阪府高槻市春日町２番45号
債務者　井上　　栄
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４６号
大阪府寝屋川市東神田町５番６号
債務者　池田　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６３号
大阪市住之江区西住之江２丁目10―20―301、住民票上の住所大阪市住之江区御崎７丁目６番15号
債務者　松下　尚美（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０６４号
大阪府枚方市東船橋２丁目94番地の５
債務者　兼城　　保
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７２号
大阪市生野区巽東２丁目13番４号
債務者　今橋　泰敏
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７３号
大阪府守口市金田町５丁目18番14号、住民票上の住所大阪府守口市金田町６丁目21番10号
債務者　篠原佐良美
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８７号
大阪市都島区都島南通１丁目11番２号
債務者　後藤良子こと　韓　　英熙
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９９号
大阪府四條畷市中野新町９番20号
債務者　天野　光男
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６４号
長崎県長崎市緑が丘町１番63号　ＴＳハイツ
債務者　小泉須美子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
沖縄県那覇市久米２丁目21番10号　201
債務者　勝谷　英晴
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部